

第3号議案

関西広域連合附属機関設置条例制定の件

関西広域連合附属機関設置条例を次のように定める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸 敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合附属機関設置条例

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、関西広域連合が設置する附属機関は、次のとおりとする。

名 称	担任する事務
関西広域連合協議会	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第16条に規定する事項についての調査審議に関する事務
関西広域連合情報公開審査会	関西広域連合情報公開条例（平成23年関西広域連合条例第 号）第20条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務
関西広域連合個人情報保護審議会	関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第 号）第7条第3項第6号、第7条第5項ただし書、第8条第1項第8号、第8条第3項、第41条第2項、第42条及び第58条第1項に規定する事項についての調査審議に関する事務
関西広域連合非常勤職員災害補償認定委員会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年関西広域連合条例第9号）第3条第3項の規定による認定に係る意見に関する事務
関西広域連合非常勤職員災害補償審査会	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年関西広域連合条例第9号）第17条第2項の規定による不服申立ての審査等に関する事務

(委任)

第2条 前条の表に掲げる附属機関の組織その他必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。